

介護予防・日常生活支援総合事業の報酬改定について

- ・令和4年10月から『介護職員等ベースアップ等支援加算』が新たに創設されます。
- ・介護職員に対して3%程度、月額平均9,000円相当を引き上げるものです。
- ・月次給与または手当へ還元とすること、事業所の判断により介護職員以外の職員にも配分できるような柔軟な運用が可能とされています。

《加算率》

◎訪問介護	
◎夜間対応型訪問介護	2.4%
◎定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
◎（介護予防）訪問入浴介護	1.1%
◎通所介護	1.1%
◎地域密着型通所介護	
◎（介護予防）通所リハビリテーション	1.0%
◎（介護予防）特定施設入居者生活介護	1.5%
◎地域密着型特定施設入居者生活介護	
◎（介護予防）認知症対応型通所介護	2.3%
◎（介護予防）小規模多機能型居宅介護	1.7%
◎看護小規模多機能型居宅介護	
◎（介護予防）認知症対応型共同生活介護	2.3%
◎介護老人福祉施設	
◎地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	1.6%
◎（介護予防）短期入所生活介護	
◎介護老人保健施設	0.8%
◎（介護予防）短期入所療養介護（老健）	
◎介護療養型医療施設	0.5%
◎（介護予防）短期入所療養介護（病院等）	
◎介護医療院	0.5%
◎（介護予防）短期入所療養介護（医療院）	